

## 交野市介護保険条例の一部を改正する条例

交野市介護保険条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「平成31年度」を「令和2年度」に、「24,120円」を「19,320円」に改め、同条第3項中「平成31年度」を「令和2年度」に、「40,200円」を「32,160円」に改め、同条第4項中「平成31年度」を「令和2年度」に、「46,680円」を「45,120円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従来例による。

